

浄化槽の維持管理について

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置のため、微生物が活動しやすい環境を保つよう維持管理することが大切です。維持管理が適正に行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

◎ 保守点検

- ・保守点検は、浄化槽の点検、調整、補修や消毒剤の補給などを行います。県知事登録業者に依頼しましょう。
- ・年3回以上実施しましょう。(浄化槽ごとに点検回数が定まっています。)

◎ 清掃

- ・清掃は、槽内の掃除やたまった汚泥を抜き取る作業です。市町村長の許可を受けた業者に依頼しましょう。
- ・清掃の技術上の基準に従って、年1回以上実施しましょう。

◎ 法定検査

- ・法定検査は、自動車の車検に当たるもので保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく機能しているかどうかを判定するものです。県で指定する検査機関が実施します。
- ・毎年1回受検しましょう。
- ・なお、浄化槽法の改正により平成18年2月1日から、県知事は、定期検査の未受検者に対し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、勧告、命令ができるようになりました。また、命令に違反した者は、30万円以下の過料に処せられます。

<法定検査手数料>

人槽区分	使用開始後の検査 (7条検査)	毎年1回の定期検査 (11条検査)
20人槽以下	8,000円	5,000円
21人槽以上 100人槽以下	14,000円	9,000円
101人槽以上 300人槽以下	18,000円	13,000円
301人槽以上 500人槽以下	20,000円	16,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円

きれいな川を守りましょう

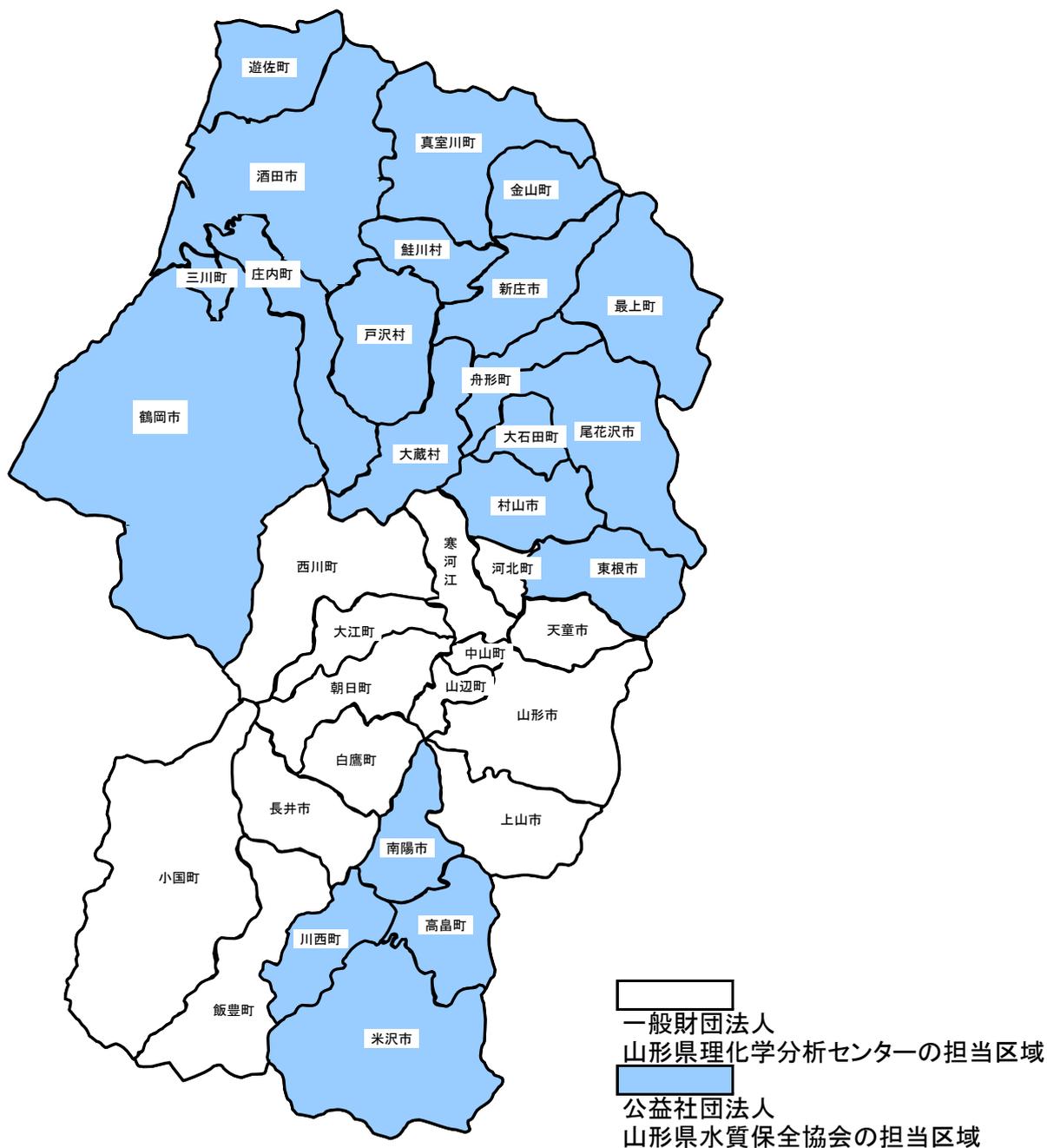


問合せ先

【山形県】

県庁水大気環境課 〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2338
村山総合支庁環境課 〒990-2429 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8429
最上総合支庁環境課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1286
置賜総合支庁環境課 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6035
庄内総合支庁環境課 〒997-1392 三川町横山字袖東19-1 TEL 0235-66-5708

法定検査申込みについて



【指定検査機関の問合せ先】

一般財団法人山形県理化学分析センター

〒990-2473 山形市松栄1-6-68 TEL : 023-645-5306

公益社団法人山形県水質保全協会

〒999-3775 東根市大字野田695-8 TEL : 0237-48-2469